

第 8 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 8 月 2 2 日（金） 午後 2 時～午後 4 時 5 8 分

【場 所】 吾北村中央公民館 2 階大ホール

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	(欠席)土居豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	(欠席)川村奈央	曾我部義晴	(欠席)隅田明
	長崎 譲	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	(欠席)土居美代子	(欠席)弘瀬和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	(欠席)山本高裕	(欠席)岡田 桂	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	上田 太久	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡村 祐人

オブザーバー

ほけん福祉課長	住民課長	保健福祉課長
吉良 正道	和田 守正	堀地 正
	総務課長補佐	保健福祉課主査
	高橋 正代	天野 浩志
		保健福祉課主幹
		山中 純也

傍聴人

1 0 人（うち報道関係者 1 人）

【 1 開会 午後 2 時】

本山事務局長：第 8 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行させていただくのでよろしくお願いする。

【 2 会長挨拶】

会長：多くの傍聴の方、また各自治体の水道、福祉部門の担当の方々の出席をいただき開催できることに厚く御礼を申し上げること。

合併協議会そのものの県内での動きを見てみると、いろんな理由等により、特に主だったものが庁舎の位置であるとか、そういったことにより協議会が残念ながら解散をせざるを得ない、また休会をせざるを得ないといった自治体が発生してきていること。

8 月 20 日の官庁速報に、2005 年以降の合併については合併特例債を出さない、補助金も出さない、また交付金についてもそれぞれの自治体の交付金を合算することなく一つの自治体とみなしてやるといった過激な文書が出ており、今、県内でもトップクラスで順調に進んでいるこの協議会にひびが入りはしないかと心配をして、早速関係のところ調査をしたところ、今の 2005 年 3 月 31 日までの合併については、1999 年の合併特例法改正どおり、10 年間の交付税は出すし、後 5 年間の段階的な補正も行う。合併特例債もお示ししたとおり活用できるし、補助金も出すといったお答えをいただき安堵をしているところであること。

そういった合併特例債、また交付税そのものの財政のシミュレーション、水道事業、また高齢化比率がこれからますます高まっていく福祉施策について、皆さま方にご審議を願うところであるが、いろんなところからのニュースによってそういった、合併債は使えないぞ、交付金下がるぞといったニュースがもしあれば、確認をしているので来年の 10 月 1 日に合併する自治体であれば、全くそういったことが関係ないということを皆さん方もご認識をしていただき本日の会を進めさせていただきたいと思うことなどをよろしくお願いし、開会の挨拶を申し述べる。

【 3 会議録署名委員の指名】

会長：^{はまだたかすけ}浜田孝介君、^{かわむらしげる}川村茂君を指名し、お願いする。

【 4 議 題】

会長：本日の出席委員は、39 名中 6 名の方から欠席の届け出があり、1 名の委員がまだ到着していないので、39 名中 32 名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 10 条第 1 項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第 10 条第 2 項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：議題に移る旨宣告する。

《協議事項》

議長：協議事項に入る。

議長：協議第31号 新町建設計画の策定に係る財政シミュレーションについてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

土居内計画班長：この財政シミュレーションは、新町建設計画に含まれます財政計画を策定する際の元となるものですし、また、9月から10月にかけて各町村で合併に関する住民説明会を行う予定でその際の資料として使用するというので、今回協議会の同意を求めるものである。

資料の差し替えをお願いしてから、順次説明にはいる。

この財政シミュレーションは、伊野町、吾北村、本川村の3町村が合併せずに現行の行財政サービス水準を維持していった場合における将来の財政状況の推移を見るとともに、3町村が合併した場合における財政状況の推移について試算をし、合併した場合と合併しない場合の比較を行うために作成したものである。

(1) 3町村の財政状況

歳入・歳出の推移は、平成5年度から平成14年度までの10年間について、主要な項目に関して、3町村の決算数値を合計した形でグラフにさせていただいている。

1ページ、歳入の推移のグラフの見方について説明を加えながら説明する。

地方税について、地方税とは、地方公共団体が課税権の主体であるものをさし、市町村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税などからなっており、景気の落ち込みなどの影響から、平成9年度をピークに減少している。

地方交付税について、地方交付税とは、地方公共団体が等しく事務を遂行できるように一定の基準で国から交付される税のことで、普通交付税と特別交付税に区分されており、平成12年度をピークに減少しているが、平成14年度においても、3町村合計をみると比率としては相当高い比率を占めている。

歳出の推移のグラフを説明する。普通建設事業について、普通建設事業とは、道路や橋りょう、学校、庁舎などの建設事業に要する投資的経費のことであり、平成9年度には、伊野町における「すこやかセンター伊野」の建設や吾北村における中学校統合に係る施設の建設などにより、事業費が急増している。これに併せて、歳入のグラフに戻り、地方債（地方公共団体の建設事業等の財源に充てられるために借り入れられる長期借入金のこと）が平成9年度は、普通建設事業費の増加に併せて、発行が急増している。平成9年度以降は、歳入の地方債、歳出の普通建設事業費ともに減少傾向が見られる。

公債費について、公債費とは、市町村が長期に借り入れた地方債の元利償還金や一時的に借り入れた資金の利子の支払いに要する経費のことであり、平成12年度にピークに、平成13年度から一端減少するものの、再び増加し、平成16年度に再びピークをむかえる見通しになっている。

2ページ、平成14年度末の3町村の地方債残高と基金の残高をお示しさせていただいている。基金のうち財政調整基金は、思わぬ支出の増加などに備えるため積み立てられる基金のことで、減債基金は、地方債の償還を行うために積み立てられる基金のことであり、その他目的基金は、財政調整基金や減債基金以外の基金で、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、設置された目的以外には、基金を取り崩すことはできないとされており、この目的基金は、赤字の穴埋めに使うといったことはできな

い性質の基金である。

地方債の残高は、平成14年度末の3町村合計で、164億639万9千円。基金の残高は、平成14年度末の3町村の合計で、57億6524万9千円となっている。

(3) 合併の財政支援措置・削減効果

県・国の財政支援措置としては、合併による新しいまちづくりを支援するため、平成17年3月31日までに合併する地方公共団体に対して、各種の財政支援策が講じられている。

国の財政支援措置としては、合併市町村補助金が、合併後3年間の合計で2億7千万円。合併直後の臨時的経費に対する財政支援措置が、合併後5年間の合計で3億460万円、市町村合併に対する新たな特別交付税措置が合併後3年間の合計で4億1600万円受けられ見込みである。

県の財政支援措置としては、新しいまちづくり支援交付金が約6億円受けられる見込みである。

国の財政支援措置の一つである合併特例事業においては、この3町村が合併する場合に実施可能な上限額で、合併特例事業の建設事業であれば、94億円が、基金事業であれば16億2千万円が上限となる。事業費の95%に合併特例債を充てることのできるため、合併特例債の上限としては、94億円の95%、89億3千万円となる。合併特例債については、地方債の一つであり、元利償還金の7割が普通交付税によって措置されるという非常に財政的なメリットが大きいものである。

経費の削減効果としては、合併することにより、首長などの特別職や議員数が削減されるとともに、一般職員についても管理部門の統合や管理職を削減することが可能となり、住民サービスに直結する部門の職員を維持・向上させながら、行政のスリム化を図ることができ、また、各種委員会等の委員については、教育委員や監査委員など人数が削減されるので、経費の10%の削減が見込まれるものと想定している。管理的経費についても、効率的な運営により、物件費の10%の削減が見込まれるものと想定している。

合併した場合の経費の削減の試算については、特別職の数は、首長、助役、収入役、教育長の4名で想定し、議会議員の数は、現在、3町村の議員41名が、在任特例により、合併後2年間残るものとし、その後、地方自治法に規定された議員定数の上限26人で想定している。一般職の職員数は、合併後10年間で同程度規模の自治体の職員数への移行を想定し合併10年後に、240名になることを想定している。これらの経費の削減により、合併後10年間で34億3,992万7千円の経費の削減が見込まれ、削減が終わったものと見なされる単年度の削減効果として、5億5,725万3千円が見込まれる。

(2) 財政シミュレーション

シミュレーションの基本的な考え方

財政シミュレーションは、今後の財源見通しなどを踏まえた長期的な展望に立ち、限られた財源をいかに効果的に運用するかなどの視点をもって、将来にわたって健全な財政運営を行うために作成するものである。しかしながら、現在、国においては、「三位一体の改革」の実現に向けて具体の検討がなされており、長期の財政シミュレーションが難しいものとなっている。

(三位一体の説明)

この「三位一体の改革」が実施された場合の3町村への影響については、予測不可能であることから、現行の税制度及び地方交付税制度が継続されることを前提として、シミュレーションを行い、国等の制度の見直しの状況に応じて変更を加えていくこととし、また、策定に際しては、想定される合併の効果など推計可能なものを見込むとともに、地方債の大幅な発行により後年度に負担が増えることのないよう考慮している。

シミュレーションの期間

シミュレーションの期間については、合併の翌年度の平成17年度から合併の財政支援の一つである普通交付税の激変緩和措置が終了する平成32年度までの16年間とする。

範囲

普通会計ベースで策定している。

推計方法（6、7ページを参照に説明）

財政シミュレーションの推計方法については、基本的には、平成14年度の決算数値が、それ以降も続くものと仮定し、推計しているが、平成15年度から制度が変更されているものや国体などの経費で数値が一時的に増えているものなどは、平成14年度の決算数値をもって推計することが適当でないため、平成15年度の見込みベースで推計している。

歳入の地方交付税のうち、普通交付税については、人口の少ない自治体への経費の割り増し措置である段階補正が、平成16年度まで見直しが予定されているため、その影響を考慮したうえで、各年度の地方債の償還額のうち普通交付税の基準財政需要額に算入される額の増減を加味して算定している。合併した場合は、国の財政支援措置による増加額を加算し、平成27年度からは、5ヵ年に渡って一本算定額試算額に向けて段階的に普通交付税を縮小させている。国庫支出金と県支出金については、合併した場合は、国の合併補助金や県からの交付金の増加額を加算している。地方債については、普通建設事業に係る地方債は、推計する年の普通建設事業費の額に平成14年度の歳入における地方債の比率を乗じて算出している。合併した場合は、合併特例債の発行を見込んでいる。また、臨時財政対策債は、地方の財源不足を補うために許可される地方債で、建設事業以外の財源としても使え、元利償還金の100%が地方交付税で措置されるもので、平成13年度から15年度の3年間に特例として認められたものであることから、平成15年度で廃止されると想定し、経過措置としての新たな地方債の発行を平成16年度から平成19年度までの4年間見込み、段階的に縮減し、平成20年にはなくなるものと見込んでいる。一般財源として使える臨時財政対策債がなくなった場合、歳入が大幅に不足することになるので、減少分の8割を普通建設事業に係る地方債の発行額に上乗せさせている。

歳出の義務的経費の人件費は、合併した場合は、一般職員、議員、特別職、行政委員等の人員の削減を見込んでいる。その他経費の物件費は、合併した場合は、効率的な運営による削減効果を見込んでいる。ただし、合併後3年間は、合併による一時的な経費増を見込んでいる。投資的経費の普通建設事業は、合併した場合は、普通建設事業費に合併特例事業の増加分を見込んでいる。

（4）財政シミュレーションの結果

合併した場合、合併しない場合ともに通常の普通建設事業費を年間30億円と想定し、合併した場合は、合併後のまちづくりのための事業（合併特例事業）を合併後10年間で94億円を見込んで、先の推計方法に基づき、シミュレーションを行った。

5ページのグラフをもとに説明する。グラフでは、合併した場合と合併しない場合の数値が大きな差がある、地方交付税、普通建設事業費、公債費、収支、財政調整基金、減債基金の残高の5つの項目についてお示しさせていただいている。

合併しない場合の財政予測については、平成17年度から、歳出が歳入を上回り、毎年4～6億円程度の歳入不足額が見込まれている。通常の場合、歳入の不足額については、財政調整基金や減債基金を取り崩して補うことになり、平成17年に16億あった基金が、平成21年度にはマイナスとなり、年々、マイナス幅が増大し、グラフでは、平成28年までしかお示しできていないが、平成32年には61億円の赤字となっている。現実的には、基金が、マイナスになった時点で、財政運営ができなくなるので、シミュレーションでの想定としている普通建設事業の年間30億円を大幅に削減したり、行政サービスのカットや住民負担の増大など抜本的対応策が必要となる。

次に、合併した場合の財政予測については、合併特例事業を平成17年から平成26年までの10年間で上限の94億円を見込んでおり、この94億円の95%について合併特例債を発行するが、元利償還額の3割は交付税措置がなされないため、自前の財源で返済することが必要となる。合併した場合は、人件費などの削減や国・県の合併支援措置を活用することで、10年間で50億3,000万円の投資等の可能額が創出される見込みであり、この財源を元にして、合併特例債等を活用した、新たなまちづくりのための各種ハード、ソフト事業の推進が可能となるものである。

収支については、合併後、しばらくは、毎年0～2億円程度の余剰金が発生する。余剰金については、基金へ積み立て、後年度の歳入不足に備えることができる。平成28年度からは、合併特例債の償還や普通交付税の算定特例措置の段階的縮減の影響により、歳出が歳入を上回り、平成32年には、歳入の不足額が、5億2700万円に達する見込みで、この歳入の不足額は、余剰金の積み立てにより増加しました財政調整基金及び減債基金の取り崩しにより補うことが可能であるが、一定時期において、普通建設事業費を削減するなどの対応が必要と思われる。

公債費については、合併特例債が上積みされていることから、合併しない場合と比較して高い水準にあります。合併特例債の元利償還金の7割については、交付税措置が受けられる。

このシミュレーションでは、合併特例事業を除く普通建設事業費を年間30億円と想定し、固定化して推計しているが、実際に、予算を組む際には、各年度年度において、歳入額が増減することもあるし、また、ある時期に、優先的に実施しなければならない事業が集中することもあるので、年間30億円を目安にしながら、必要に応じて、事業費を増減させることになる。

財政シミュレーションの結果からは、合併した場合は、合併しない場合に比べて、健全な財政運営が可能であるし、合併後の新しいまちづくりのために必要な建設事業についても、合併特例債を活用して実施できることから、財政的な面におけるメ

リットは大きいものとなっている。

議長：このシミュレーションは、合併しなかった場合、合併した場合、それぞれどうなるのか、予算の推移を見ながら、新町建設計画のその項目がこの財政計画の中でできるのか、一つの想定の中でやっているところである。普通建設費30億円という話をしたのは、平成15年度の3町村の合算の額が35億円の見込みである。これを30億円に少し落として、94億円の合併特例債を有効に使おうといった試算である。ご承認いただければ、新町建設計画と合わせてこういった方針で行きたいというものである。

何か質問はないか問う。

浜田孝介：このシミュレーションは、ざっくりしたもので、これでいいのではないかと結論的には思っている。

4ページの経費の削減率で、人件費は10%、物件費も10%という削減を掲げている。人件費については、説明書きに合併した場合の一般職の職員数は、合併後10年間で同程度規模の自治体の職員数への移行を想定と書いてあるが、あんまり厳しくして実現できなければ意味がないけれども、甘いような気がするが、それに対するご見解をお伺いしておきたい。

物件費についても、この時点ではあまり細かいことは出ないと思うが、この10%ももう少し厳しくてもいいのではないかという感想を持っているので、これに対するご見解も併せてお答えいただきたい。

普通建設事業費を30億円と想定したと、具体的に予算関係で実施しているのはもっと多いはずであるが、これをそういう形で押さえ込んだというのは、非常に健全な発想に基づいているのではないかと、私は思っているが、それについてもご見解をもう一度、お示しいただきたいと思う。

もう1点、2ページの範囲で、普通会計ベースで策定したということであるが、これとは別に、特別会計がある。3町村合併してトータルで、普通会計の規模が150億から200億円くらいの間だと思うが、それに対して特別会計は、だいたいどれくらいの比率で出ているのか、それがわかればおおよそのところでお教えいただきたいと思う。

土居内計画班長：人件費、物件費はもっと厳しく見なければならぬというご意見か、確認させていただきたい。

浜田孝介：厳しくというよりも人件費については、合併後10年間で同程度規模の自治体の職員数への移行を想定しているわけだが、ところが、現在ある合併後の同程度の規模と比較しておるのではないかと思う。けれども、おそらく現在同程度の自治体も今のままでなくて、これから合理化、効率化をもっと進めると思う。進めた後どんな姿になるかは別として、将来の展望であるのでその辺りまで見越して考えるべきじゃないかというふうに思う。結果としては、もっとシビアになるんじゃないかというふうに思う。

土居内計画班長：職員数については、合併後、吾北、本川を総合支所というふうに位置づけをして、窓口業務に対応する職員等々をそのまま配置をするというふうになるので、一体どれくらい削減ができるのかということと3町村の人事担当者とも、話しもしてみたが、今のところ一つの試算として類似団体を目標に考えるということにしかならないのではないかと思う。

現実的には、合併をした後にどういった部門が削減をされるかとか、どういった部門が効率的な運営ができるのかなど、具体の検討の中で、人員の削減という計画を立てていくというふうな話になるということで、シミュレーション上は類団の職員数を参考に削減を見込んでいる。ちなみに36名の削減については、10年間で退職される方が80名程度で、その2分の1以内に削減をpushしているような形でシミュレーションをしている。

物件費については、推計の仕方が様々であり、類似団体の数値を持って推計をするとかいうふうなやり方もあるが、現実的にはなかなかこの物件費というのは、それほどは下がらないのではないかと思う。例えば電算システム等々で維持管理等で3町村ともに結構、支出しているが、そういった部分が一つのシステムになることによる効率化という部分もあり、若干の効率化は見込めるということで、あまり過度の削減を見越して、できないということになってはいけないので現実的なところで10%位を目標にシミュレーションをするということにさせていただいている。

普通建設事業費の30億円については、先ほど会長の方からも、3町村の平成15年度の普通建設事業費の見込みが合計で35億円というふうな説明があったが、シミュレーションについては、16年度に予定をされている普通交付税の段階補正の見直しで、3町村合計で理論上の数字で3,900万円ほどあり、15年度に比べて普通交付税が段階補正の影響を受けて下がるというふうな見込みを立てている。臨時財政対策債が、15年で廃止をされ、一部、16年から19年までに段階的に縮減をするということで、かなりのものを見込んでいるが、そういった影響が非常に大きいということで、こういった部分で現状より歳入が減少するというふうな見込みを立てている。

このシミュレーションの歳入推計どおりになってくるとすれば、例えば数年間であれば基金の取り崩しとか、地方債の発行の増加とかいったもので30億円を超えて普通建設事業を実施するというのも可能かとは思われるが、今後、持続可能な財政運営を考えた場合には、普通建設事業費の30億円というのを一つの目安にしながら、必要に応じて事業費を増減をさせていくというふうな考え方でお示しをさせていただいている。

普通会計ベースと特別会計の比率については、申し訳ないが、手持ち資料の中で比率までおさえていないので、また調べてご説明をさせていただく。

浜田孝介：シミュレーションの前提についての考え方はよくわかった。

筒井幹夫：国も流動的な改革の中で、将来の展望の財政シミュレーションということで、推測がなされ発表されたわけだが、合併しなかった数値を見ると、平成20年度には、財政調整基金もゼロになるというふうなシミュレーションが出ている。

冒頭に、会長の方から、現在の状況で合併すれば間違いなくこれでいけるというような心強いお話も聞いた。飴と鞭の飴の部分で合併特例事業のことだが、10年間で94億円ということであるが、すべての事業がすべて合併特例債に該当するというふうには思っていないと思うが、大まかで結構であるが、どういうものが合併特例債という事業に該当する、しないの具体的なことがあれば簡単に教えていただきたい。

土居内計画班長：合併特例債は既存の事業がすべて対象になるということはない。具体

の事業をあげていって協議をして、合併の理由かどうかというふうなことで判断をされるということになるが、まず、一つとして、まちづくりのために資する事業ということで、例えば合併後、新町の将来構想の中でもあったが、まちづくりのために温水プールを造るといったようなもの。或いは合併のために新庁舎を建設しなければならないとか、こういったものについては、合併特例債の対象になるというふうに聞いている。

それから3町村の格差があって、例えば伊野町には整備されているのに、吾北村には整備をされていない。それが合併をする際の支障になる、障壁になるというような理由であれば、合併特例債の対象になるというふうになる。一つの例として、小学校の耐震の補強工事について、合併特例債の対象になった例がある。ある町村は小学校の耐震の補強工事がほぼ終わっていて、ある町村は遅れていると、それが合併に際しての障壁になるという理由から、合併特例債の対象になるというふうな例もある。

具体には、細かく合併の理由にあたるかどうかをその実際に事業をする年に計画を持っていって協議をするというような形になる。

筒井幹夫：まちづくり構想の中でも、本川にはヘリポートであるとか、吾北村では、高齢化社会が進んで特老の待機者が多いこととか、また伊野町においても、それぞれ大きな抱えた問題があるかと思う。その中で、今の説明を聞くと該当するかなという感じもしていたが、該当しないという分野もあるように聞こえたが、この資料については、それぞれ地区住民の説明会に出すというような話も聞いておったが、おかまいなければ現3首長の中で、これだけはやってほしいというようなお土産話でもあれば、こういう場でご発言をいただければ、合併して良かったという理解も増えると思うがいかがであろうか。都合が悪ければ結構である。

議長：今回はあくまでも財政のシミュレーションであるので、特定の事業については新町建設計画の中で、具体的に協議をされたらよいと思う。事務局から先ほど説明があったように、例えば庁舎建設、これは特例債に使える、今、計画にあげている特老であるとか、こういったものの建設費用は合併特例債の17、18、19年度辺りがグラフで示されたように、額が伸びているというのは、そういったものを見込んでおるといったところである。

浜田孝介：合併特例事業の94億円を実施するというところでシミュレーションをしているわけだが、これを全てやることによって31億4,390万円の自己財源が必要になってくる。そのことによって、通常の建設事業とか、そういうものが圧迫されて、何か問題が出てくるというような懸念は心配する必要はないか。

土居内計画班長：合併した場合の国・県の支援措置、或いは、経費の削減効果というのが10年間で、50億3,000万円の見込みを立てている。合併特例債を全額使った場合、31億4,390万円の自己負担がかかるというようなことが、ご質問としてあったが、50億3,000万円の投資等の可能額を活用することにより、通常の普通建設事業に影響しないような形で事業ができるというように考えている。

曾我部義晴：高知県の財政支援措置の区分が、新しいまちづくり支援交付金ということになっているが、これはおそらく地域興しであると思うが、総額が約6億円。これは合併成立年度から3年度を限度として合併市町村に交付をされるということであ

るので、だいたい1年に2億円程度という考えでよいか。

また県の交付要綱がどのようになっているかわからないが、例えば2億円というお金は、旧町村の面積等によって交付されるものであると思うが、どうなっているか問う。

土居内計画班長：県の財政的な支援としてこういった考え方は出ているが、今年度合併をすることが県内にないので、具体的要綱については、来年度に策定をするということになる。考え方として示されているのが、合併後3年間にわたって交付するという考え方である。一般的には3で割った金額、この地域であれば2億円ずつが交付されるという考え方になるかと思う。具体の積み上げについては、一つの積み上げが合併の構成市町村数で金額が積み上がる分と、本県の特性を踏まえた県単独交付金の創設で、市町村数をベースとした基礎額と面積や公債費の状況を勘案した加算額というふうなことで、ここの辺の細かい中身については要綱ができていないので、まだお示しをされていないというような状況である。

このお金を使ってどういうふうなまちづくりをしていくのかという部分について、これもまだ、はっきりとしていないが、例えばまちづくりのために公共施設を建てる必要があるという場合に使うとか、ソフト事業で、例えば基金に積み立てておいてソフト事業をする時に取り崩していくとか、そういうふうなことも考え方としてはできるというようなことを聞いている。

詳細がわかれば、また逐次協議会の方でご説明、ご報告をさせていただきたいというふうに考えている。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第31号 新町建設計画の策定に係る財政シミュレーションについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第32号 特別職の身分の取扱い（その他非常勤の特別職）について〔協定項目第11号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

北川計画班員：その他非常勤の特別職は、現況で総務関係、企画関係、住民福祉関係、農林業関係、建設関係、教育関係ともに必要に応じ設置されているので、3町村ともに設置されているもの、2町村で設置されているもの、1町村のみ設置されているものとそれぞれ分かれていることを説明し、資料4ページ吾北村の農林業関係「山村開発センター運営委員」が3ページの総務関係欄と重複するため4ページ分の削除をお願いする。

参考法令、留意事項を読み上げる。

「 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱う。

・現に3町村で設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

・1～2町村のみに設置されているものは、新町において速やかに調整する。

・人数、任期は、現行の制度をもとに調整する。

その他の特別職は、引き続き設置する必要のあるものは、新町において新たに設

置する。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：質問はないか問う。

曾我部義晴：6ページの参考法令のうちの第203条の第2項「前項の職員の中議会の...」の「前項の職員の中」というのは、どういう意味か問う。

本山事務局長：「前項」については、203条第1項を指しているのご理解願いたい。

曾我部義晴：「前項の職員の中」この「職員」という意味がわからない。

本山事務局長：普通地方公共団体の非常勤の職員、特別職を含めてである。

議長：前項で「普通地方公共団体の非常勤の職員」とくくりをしている条文じゃないだろうか。

1項の議会の議員以外の者というのは、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員とか、審査会とかそういう意味であるか事務局に問う。

本山事務局長：そのとおりである。

曾我部義晴：203条第1項の後にある「平11法087」とあるのは「0」がいらぬのではないか。

本山事務局長：この条文を引き出す時に索引したものを、私たちが見易いためにそのまま残していると解釈していただきたい。これそのものには深い意味はないので、削除していただいて結構である。

曾我部義晴：留意事項の中で、「その他の非常勤の特別職の職員」ということになっているが、前々回に協議した特別職との違いは何か、意味がわからない。

本山事務局長：前々回皆さんにご審議いただきましたのは、法で定められて設置をしなければならない機関等についての委員については、各町村それぞれ法で定められた定数があるので、例えば伊野町から3名、吾北村から1名、本川村から1名というように委員数も指定をさせていただき協議をいただいたわけである。今回お願いをしているのは、それ以外の町村独自で条例等によって定めることができる非常勤の特別職であって、審議会とか委員会とかいうもののご理解いただきたい。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第32号 特別職の身分の取扱い(その他非常勤の特別職)については原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：午後3時06分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時16分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：協議第33号 水道事業の取扱いについて〔協定項目第23-4号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

上田推進班員：現況について資料に基づき順次説明する。

資料8ページ、水道事業の取扱いについては、料金を徴収している施設として、上水道と簡易水道があり、吾北村と本川村では、飲料水供給施設の一部からも料金の徴

収をしている。この他に、道の駅むささびの里で使用している専用水道、小規模給水施設及びその他の施設が地域内に点在している。水道料金については、一般用、営業用、臨時用及び共用それぞれ相違している。

資料 9 ページ、上水道と簡易水道のメーター使用料などの相違点について説明する。メーター使用料は、伊野町と吾北村は有料で本川村は無料。加入金は、吾北村と本川村は徴収していない。工事負担金は、概ね同様に取扱されている。検針は、委託する内容がそれぞれ相違している。

資料 10 ページ、給水の開始から異動処理については、3 町村ともに概ね同様の取扱である。

資料 11 ページ、水道を使用している者の変更や休止、廃止については、3 町村ともに概ね同様の取扱である。

資料 12 ページ、手数料については、額及び徴収する項目に相違がある。会計種別については、伊野町は公営企業会計で、吾北村と本川村は特別会計で行っている。施設の整備費については、それぞれの規模に応じて基準外繰り出しをしているが、水道料での運営経費については、伊野町の基準外繰り出しはない。

資料 13 ページ、日常点検については、伊野町と吾北村は概ね同様の取扱をしている。水源施設の維持管理の方法に相違がある。管路施設維持管理の方法は概ね同様の取扱をしている。

資料 15 ページ、飲料水供給施設設置の基準は、給水人口 50 人以上 100 人以下の地域に設置しており、3 町村ともに施設はあるが、吾北村の槇川と本川村の大森・寺川は有料で、本川村の二俣は、長沢の簡易水道に吸収される予定である。管理及び管理の委託については、伊野町の全ての施設と吾北村の枝川の施設を地元で管理しているのに対し、本川村は水道料を徴収しているので、嶺北農協に管理委託している。料金は、伊野町と吾北村は管理組合が定めている。費用負担は、伊野町と吾北村は設置をするが、後の維持管理は地元の組合が負担しており、本川村は、全て村の負担となっている。

資料 16 ページ、専用水道は、道の駅むささびの里で使用している専用水道で、施設を吾北村が設置し、維持管理は有限会社吾北特産販売公社が行っている。

資料 17 ページ、小規模給水施設は、小集落等における飲料水の確保のために、設置費の 50 % を基準として補助し、その施設の管理は地元が行うもので、本川村の一部で取扱が統一されていない箇所も見受けられる。

資料 18 ページ、その他の施設では、吾北村の高岩簡易水道施設が地元管理となっており、使用料等は、組合において定められている。

資料 21 ページ、留意事項について、3 町村における会計区分、水道施設の設置状況、使用料金及びメーター使用料、設置及び管理主体、検針業務、加入金及び検針等の手数料についてそれぞれ相違がある点説明する。

「・会計区分は、伊野地区は現行のとおり新町に引き継ぎ、吾北・本川地区においては、合併時に統合する。

・水道施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

・使用料金及びメーター使用料金は、別表のとおり合併時に統一する。(水道会計は、使用料金で、維持管理と将来の再建設事業費を見込んだ金額を徴収することが基本とされており、健全な運営をされている伊野町の料金に統一することが望まし

いことから、合併時に統一することに調整しており、伊野町は変化ないが、吾北村の一般家庭では、15?までは安くなり、それを越すと1?あたり20円程度ずつ高くなっていく。本川村の一般家庭では、10?までは安くなり、越しますと1?あたり20円程度ずつ高くなっていく。吾北村の営業では、現在徴収されていないので、1?あたり30円程度ずつ高くなっていく。本川村の営業では、20?までは安くなり、それを越えると1?あたり20円程度ずつ高くなっていく。新料金では、一人世帯など使用量の少ない家庭等は安くなる傾向で、多く使えば使うほど料金はかさむ傾向となる。)

- ・検針業務については、現行のとおり新町に引き継ぐ
- ・加入金については、伊野町の例により合併時に統一する。吾北村において現在、実施中(平成15年度~17年度)の事業については、従前のとおりとし、新たな事業から適用する。
- ・手数料については、伊野町の例により合併時に統一する。
- ・工事負担金については、伊野町の例により合併時に統一する。
- ・小規模給水施設補助事業については、伊野町の例により合併時に統一する。(施設を設置する場合は、町で50%の補助制度があるが、後の維持管理は地元で行うことになる。)」という調整方針案を提案させていただくので、ご協議をお願いします。

続いて、下水道について説明する。

資料24ページから、下水道は、公共下水道、流域下水道、都市下水道に区分され、下水道を設置しているのは、伊野町のみである。役場周辺は、公共下水道として整備されており、維持管理、受益者負担金、下水道使用料、融資制度などにつき説明する。

資料26ページ、都市下水道は、枝川地域の雨水による浸水を防ぐため整備され運営されているもので、一般家庭の汚水の処理をする訳ではなく住民に使用料の負担はないことなど都市下水道について説明する。

資料27ページ、農業集落排水事業について説明する。

下水道及び集落排水施設については、伊野町の実施であることから、「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。」という調整方針案を提案させていただくので、ご協議をお願いします。

議長：質問はないか問う。

浜田孝介：21ページの調整方針案の中で、「会計区分」について、この案は、会計区分が伊野地区と、吾北・本川地区と二つになるということか問う。

18ページの「高岩簡易水道」は、これはそのまま残っていくという理解でよいか。

本山事務局長：会計については、伊野地区が公営企業会計で、吾北・本川地区が特別会計であるので、一気に吾北・本川の特別会計を公営企業会計法にするということとはなかなか困難であろうということで、一つの町に二つの会計を持って進んでいくという考え方である。

18ページの高岩簡易水道については、これは無認可の施設であるので、まだ地域の了解を得ていないので、今の現状で引き継ぐということである。

曾我部義晴：水道の中に公共下水道と都市下水道、農業集落排水というものがあるが、これは水道の一つの会計の中で処理をされているのか。

岡林総務課長（伊野町）：上水道と簡易水道は公営企業会計、公共下水道と農業集落排水はそれぞれの特別会計、都市下水路は一般会計の中でやっている。

曾我部義晴：先ほど、水道会計を二つ作ると説明があったが、一つの町の中に水道会計が二つあるということはどうなのか問う。

議長：法的にどうか事務局に問う。

本山事務局長：私たちも一つの町の中に同じ事業で二つの会計があるというのはどうかと思い、高知市や高知県にも問い合わせをしたところ、実情によってはそういう取扱いをしている場合があるということで、高知市も企業会計と特別会計を二つ運営をしている。施設が古く資産評価ができないとかそういう経緯がある場合には二つの会計で差し支えないという見解をいただいている。

曾我部義晴：了解。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第 3 3 号 水道事業の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第 3 4 号 各種福祉制度の取扱いについて〔協定項目第 2 3 - 3 号〕を議題にする旨宣告する。

この項目につきましては、専門的内容が大変多いので、3 町村の福祉担当課長にもオブザーバーとして同席をお願いしてあるので、よろしく願います。

また、この協定項目は 1 0 7 項目と非常に多岐にわたっているため、議事進行については、各制度ごとに説明をし、それぞれご協議いただきたいと考えている旨了承を願う。

それでは、まず「医療助成制度」について、事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：事業の説明に入る前に、調整方針案等で使用している語句について補足説明をさせていただく。調整方針案の中で使っている「現行のとおり」とは、現在 3 町村において、同じように実施している制度をそのまま新町に引き継いで実施することを言う。また、「 地区において現行のとおり」とは、現在 町村においてのみ実施している制度を新町においても 地区においてのみ実施することを言う。「統一する」とは新町全域に広げて実施する意味である。「検討する」とは、3 町村で実施している事業を継続するか、又は、廃止するかを含めて見直すことであり、「調整する」とは、3 町村で実施している事業は同じでも運用面等で相違があり、新町でも実施する場合、統一できる内容に調整する意味である。

続いて表の見方について説明する。項目の左端は、それぞれの制度を記載してある。その次の欄には国の制度、県の制度、又は、単独といったようなことで区分してある。その次に、項目の事業ごとの通し番号を付けている。そして、制度のそれぞれ町村での事業名を記載している。現況の欄には、それぞれで実施しているところについては「」、実施していない場合は「×」を記載している。その横の分数で表しているものは、各種福祉制度のみの通し番号、ページ数になっているので、詳細内容掲載は、その項目に書いているページに記載している。その次には 3 町村での相違点を簡単に記載しており、調整方針案を掲載している。

資料は事前に、皆さん方にお配りしていたので、詳細な事業内容の説明については、省かせていただき、それぞれの事業ごとの調整方針案のみを提案させていただくので、ご了解をお願いしたいと思う。

1．老人保健医療「現行のとおり新町に引き継ぐ。」

2．乳児医療費助成事業、3．重度心身障害者医療費助成事業、4．母子家庭医療費「現行のとおり新町に引き継ぐ。」

5．幼児医療助成事業「現行のとおり新町に引き継ぐが、平成21年度から伊野町の例により統一する。」

6．心身障害者医療助成制度「合併時、伊野町の例により統一する。」

という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：具体的話なくして、ただ実施しているといった説明であった。委員の皆さま方には詳細について十分見られる時間がなかった方もおられると思う。忌憚のないご質問をお受けしたいと思うので、よろしく願います。

浜田孝介：6番の心身障害者医療助成制度、合併時に、吾北、本川両村も伊野と同じように統一して実施するということであるが、伊野町の今の助成の実績の金額は出ているが、わかっておれば吾北、本川はどの程度の対象者が出て、どの程度のコストが、伊野町にプラスアルファになるのか、試算をされておればお教えいただきたい。

議長：吾北、本川両村の課長がおられるが、試算していなくても対象者数とか、そういったものがわかりにならないか。

和田住民課長（吾北村）：障害者の数については、3級の方が39名、ただ、その中で所得が200万円以下という方の数及び金額がどれくらいになるかという試算はできていない。

堀地保健福祉課長（本川村）：本川村では3級の方が、現在10名ほどおられるが、所得の制限があるので、どの程度になるか把握できていない。

議長：課長にお尋ねする。39名、10名といった話であるが、200万円以下の者と書いてあるが、推定しての数字もわからないか。

堀地保健福祉課長（本川村）：あくまでも推定であるが、200万円を超える方はおられないのではないかと考えている。

議長：というのは10名全員が該当するということか。

堀地保健福祉課長（本川村）：200万円を超える方はおられないということである。

和田住民課長（吾北村）：吾北村の場合も、所得が200万円を越すという方は、かなり少ないと思われる。全体で39名であるが、30名くらいまでになるのではないかとと思われる。

議長：以下の者が、30名くらいということか。

和田住民課長（吾北村）：そのとおりである。

議長：おおざっぱに計算をしていただければ、数字的には伊野の例と横並びにすれば、数字が出るかもわからない。

浜田孝介：急な質問で、細かい数字はなかなかわからないと思うが、単独の事業で町の財源を投入するわけなので、できればそれくらいの試算は可及的速やかにやっておいてお教えいただきたいと思う。この制度自身は、非常にいいことなので両村に共通して、新しい町としてやるのは非常にいいことだと思っているが、やはり幾ばくかの財源を要するものなので、ある程度の見通しを立てて試算をして、見当を付け

ておくべき性格のものではないかというふうに思い、質問をした。

議長：吾北、本川の課長さん、次回の協議会にお回しできるようにお願いできるか問う。
(吾北村、本川村了解)

議長：そうなるところで、調整案そのものに持っていくといったところが難しくなるので、決定そのものは少し保留とさせていただいて、次回この額を含めて承認いただけるかどうか、全体の中で諮らせていただきたいと思うが、事務局それでよろしいか。

浜田孝介：先ほどの説明で、おおよその数字はわかっておるので、協議自体を次にずらす必要はないと思う。趣旨はこれで非常にいいことなので、ただ、金額を伴うことなのでどれくらいのものが必要になるかという試算は、今すぐじゃなくても必要なもので、それが知りたかったわけで、趣旨には全然異存がない。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：各種福祉制度の取扱いのうちの、医療助成制度については原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、医療助成制度については原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：「児童福祉制度」について、事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：児童福祉事業については、少子高齢化の進展、特に子育てをしやすい環境作りに配慮し調整することとし、国の制度に基づいて実施している事業は引き続き実施することを基本として、単独事業について相違があるものにつき調整を図る必要があるということで、それぞれの町村で従来施策をやってきているということ尊重して方針案を作っている。

7．特別児童扶養手当、8．児童手当、9．児童扶養手当、10．子育て支援センター事業「現行のとおり新町に引き継ぐ。」

11．子育て支援短期利用事業、単独事業になっているが、県単事業に訂正。「合併時、伊野町の例により統一する。」

12．チャイルドシート補助金「チャイルドシート貸付事業に移行する。」

13．チャイルドシート貸付事業「新町において、現在使用しているチャイルドシートが使用可能な限り事業を実施し、使用できなくなった時点で順次廃止する。」

14．私立保育園運営費補助「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

浜田孝介：伊野町のぐりぐら広場に、高知市の在住者も利用しているということで、吾北、本川もこれを利用できる人は利用するという趣旨のことか、それともぐりぐら広場のようなものを吾北、本川地区に設置をするということなのか問う。

氏原事務局次長：新たに設置するのではなしに、ぐりぐら広場を本川村、吾北村の人も利用するという調整である。

議長：吾北村、本川村の保育の実態をお教えいただきたい。例えばぐりぐら広場を使わなくてもいいのか、地元の保育所に子育て支援事業があったらいいのか、そういったものを参考意見として少し求めたいと思う。

和田住民課長(吾北村)：今の現状で、すぐにぐりぐら広場を利用するという方は少な

いのではないかというふうに思う。定員以内で運営しているので、今の現状ではやれているというふうに思います。なお、今後、そういう希望者が出ることは十分考えられる。

堀地保健福祉課長（本川村）：本川には僻地保育所が1箇所あって、定員は25名だが、現在21名の園児が入所している。少子化でだいたい村内の方は保育所に入っているので、すぐにこの施設が必要ということではないと思っている。

浜田孝介：保育所で対応できるということだが、私の理解では、この事業は単に保育をするということだけじゃなしに、育児に不安を抱いている親が子どもといっしょにそこに行って、専門家にいろいろの相談をしたりアドバイスをいただいたり、そうして子育てに自信を持って、よりよい子育てをしていくという制度のはずである。そういう意味からすると、本来、保育所でそういうことをやっておればそれはそれでいいが、保育所があるからそれで十分だというようなものじゃないのではないかという気がするが、ただ、今のところその必要性がないということであれば、私が過度に心配をただけの話であるので、現場がそれでいいということであればそれはそれでいいのではないかと思う。

議長：浜田委員が、先ほど申されたように伊野にはぐりぐら広場というのが1箇所あって、他の保育園でもぐりぐら広場と同じように、子育ての悩み事相談といった事業を行っている。それぞれの保育所、例えば吾北の保育所、本川の僻地保育所の中でそういった事態が生じてくるのであれば、この子育て支援センター事業の周辺への拡大といったことも、今後視野にあるといった浜田委員のご指摘であった。

議長：他に質問はないか問う。

北川一海：13番だが、チャイルドシートが使用できなくなったら順次廃止するという意味を教えてください。

氏原事務局次長：現在それぞれ2町村では購入しているが、新たには購入していないといったようなことで、そのものが使用不可能な状況になった時に、廃棄していった順次減数していった、なくなれば貸し出し事業は止めるということである。

北川一海：その意味がわかりにくいですが、必要があってやるのであれば続けてやる必要がありはしないか、ないのであれば廃止したらいいのではないか。そうでなくて、「順次廃止する」というこの言葉が気に入らない。皆さんいかがか。

議長：各福祉の課長に、チャイルドシートの貸し出しの実績、また稼働率というか、いつも満杯なのか、いつも残っているのか、そういったところについて参考意見で出していきたい。

吉良ほけん福祉課長（伊野町）：現在57台あるうちで、5台余っている。当初、このチャイルドシートについては、道路交通法の改正によって義務づけられたということで、啓発の意味も込めて貸し付けをしようということで始めた事業である。皆さんも道交法の上では啓発もされているので、この品物がなくなれば止めようということでこういう方向になったということである。

議長：所期の目的は達したということか。

吉良ほけん福祉課長（伊野町）：そうである。

堀地保健福祉課長（本川村）：31台あって、平成13年度の実績では貸し出した台数が16台ということで、伊野町も言われたように当初の目的は達したということで今回のような結果になった。

議長：吾北村はチャイルドシートへの補助の実績はあるのですね。

和田住民課長（吾北村）：吾北村の場合、総務課で取り扱っているが、購入時に1万円を限度に2分の1の補助をしている。13年度の実績で7万5,200円となっているので、10件までくらいの件数があると思う。

議長：14年度はどうか。

和田住民課長（吾北村）：ちょっと確認をさせていただきたい。

議長：今、北川委員の方から使用不能になれば止めるということはおかしくないかという質問が出てきている。需要があるものについては継続してはどうかといった意見である。つまり、伊野町、本川村の発言の中身は所期の目的は達成した、つまりチャイルドシートをしなければならないといった啓発の意味で貸し出し事業を開始した経過がある。ただ、吾北村の場合には、5台とか7台とかそういった実績があるのであれば、もう少し議論を要するのではないかと思う。

北川委員の発言と、事務局の説明に対してのご意見をお伺いしたい。

中平一三：ジュニアシートは購入しても安価であり、利用期間も長いわけだが、チャイルドシートの場合は、わずか2年くらいしか使えないと思う。金額にしても何万もかかるので、子供を産みなさいと言っておいて今まで事業をしておったものを使えなくなったから止めるでなくて、使えなくなったものの台数を補給して子どもを産みなさい。そして、子どもを車に積むのであればこれを利用しなさいと言って、継続するのが本当ではないかと思う。また、小さな子どもさんを産みなさいと言ったら財政的にも苦しい人たちが、わずか1年半ぐらしか使用しないものを購入さすということは、逆に苦しみに追い込むのではないかと思う。私のところでも、ジュニアシートは購入したが、チャイルドシートは借りて助かっている。やはり少子化の中で続けていくことがよいと思うがどうだろうか。

筒井幹夫：所期の目的を達成したので伊野町、本川については順次廃止すると、吾北村については貸し付け事業に移行するとなっているが、吾北村においては、改良してストックを構えて管理は役場がやるような状態にするのか。今、吾北村においては予備などおいてなくて補助金のみ支給である。貸し付け事業をするとなれば新たなチャイルドシートを構えていけなければならないが、その辺どのような見解を持っているか。

氏原事務局次長：現在、伊野町と本川村にあるストックを吾北村でも貸し出しをしていくという考え方でいる。

議長：今議論が分かれているのは、所期の目的を達成したから現在のものが使用不能になれば廃止するといった事務局案と皆さん方からはそうじゃなくして、個数はまだ一定継続すべきではないかといった意見であるが、事務局はどうか。

氏原事務局次長：委員の皆さまの合意が得られるならばそういう方向でご協議いただきたいと思う。

議長：そういう方向とはどういう方向であるか。

氏原事務局次長：順次新しいものを購入して継続して実施していくというような方向で今お話が出ているようなので、ここにも行政の課長さんがおいでしているので小休いただきご協議させてさせていただきたいと思う。

議長：女性の委員さんのお考えをお聞かせいただきたい。

中平由美子：続けていけばよいと思う。

議長：現在のものが使用不能になれば、それを交換して継続していく、継続期間については、少子化対策もあるし、新しい町で検討させていただきといったことの調整案でよろしいか。13番については使用できなくなった時点で順次更新するといったことで事務局良いか。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：各種福祉制度の取扱いのうちの、児童福祉制度については一部修正案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、児童福祉制度については修正案のとおり同意された旨宣告する。

議長：午後4時05分に、暫時休憩する旨及び委員1名退席される旨宣告

冒頭に32名の出席と申し上げたので、31名になるが過半数を確保しているので今後の会議についても成立していることを再宣言する。

(黒石利武委員退席)

議長：午後4時14分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：「高齢者福祉制度」について、事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：国庫補助事業については、かなりの項目があり、それぞれの市町村で実施されているが、内容に若干の相違があるものもある。15．外出支援サービス事業「現行のとおり新町に引き継ぐ。」16．軽度生活援助事業「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」17．住宅改修支援事業「吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。」18．住宅改修支援事業（理由書所成分）「現行のとおり、新町に引き継ぐ。」19．訪問梨美容サービス事業「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。」20．転倒骨折予防教室、21．アクティビティ・痴呆介護教室、22．地域住民グループ支援事業「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」23．高齢者食生活改善事業「現行のとおり、新町に引き継ぐ。」24．運動指導事業「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。」25．生きがい活動支援通所事業「伊野・吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。」26．生活管理指導事業（指導員派遣）「事前に調整のうえ、合併時に統一する。」27．食の自立支援事業「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」28．家族介護教室「現行のとおり、新町に引き継ぐ。」29．家族介護用品の支給「吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。」30．家族介護者交流事業「伊野・吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」31．高齢者の生きがいと健康づくり推進事業「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」32．緊急通報体制整備事業「現行のとおり引き継ぎ、合併後伊野町の例により統一する。」33．老人保護措置事業、34．老人日常生活用具給付等「現行のとおり、新町に引き継ぐ。」35．機能訓練B型「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」36．生活支援ハウス運営事業「本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。」37．老人クラブ活動等補助「事前に調整のうえ、合併時統一す

る。」長くなるので、先に国庫事業を提案させていただき、ご質疑等いただいた後に県単事業、単独事業についてまたご協議いただきたいと思う。

議長：ただいま事務局から高齢者福祉制度の国庫補助事業分のみについて説明があった。国庫補助事業分についてのご質問をお受けしたいと思う。質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：特にないようであれば、県単独、町村単独事業の方に移らせていただく。なお、最後にまとめてご質問もお受けしたいと思うので、よろしく願います。

氏原事務局次長：38．住宅改造支援事業「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。」39．敬老事業「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」40．敬老年金「伊野・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後段階的に調整し統一する。」については、平成17年度は伊野・吾北地区85歳以上1万円、本川地区81歳以上3万円、平成18年度は伊野・吾北地区85歳以上1万円、本川地区82歳以上2万5千円、平成19年度は伊野・吾北地区85歳以上1万円、本川地区83歳以上2万円、平成20年度は伊野・吾北地区85歳以上1万円、本川地区84歳以上1万5千円、平成21年度以降伊野町の例により統一して実施する、という調整方針案である。41．高齢者福祉施設管理「伊野・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。」42．老人在宅介護手当「現行のとおり新町に引き継ぐが、平成21年度から伊野町の例により統一する。」現行では、伊野町は月額1万円、吾北・本川は月額2万円を支給しているものを21年度から1万円に統一して実施するというもの。43．福祉機器・用具の貸出「現行のとおり、新町に引き継ぐ。」44．在宅高齢者等オムツチケット交付事業「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。」国庫補助事業に補足として利用していく形になるかと思う。45．在宅福祉実践事業（配食サービス事業）、伊野町は食の自立支援という事業で取り組んでいる「吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」46．シルバーハウス運営事業「現行のとおり、新町に引き継ぐ。」47．ミニ・デイサービス、「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。」他の2村では国の事業で25番の事業で実施している。48．高齢者住宅軽改造助成事業「吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ実施するが、平成21年度において検討する。」49．福祉電話事業「現行のとおり、新町に引き継ぐ。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

北川一海：調整案に賛成。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：各種福祉制度の取扱いのうちの、高齢者福祉制度については原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、高齢者福祉制度については原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：「障害福祉制度」について、事務局から説明を求める。

天野推進班長：国庫補助事業については、50．身体障害者サービス、51．身体障害者短期入所事業、52．身体障害者援護措置、53．身体障害者・知的障害者

相談、54．日常生活用具給付等事業、55．身体障害者更生医療給付費、56．身体障害児・者補装具給付費、57．身体障害者ホームヘルプサービス事業、58．更正訓練費支給事業、59．福祉手当、60．障害児福祉手当、61．特別障害者手当、62．身体障害者手帳受付・交付事務、63．授産施設の相互利用事業、64．身体障害者施設支援費、65．知的障害者施設支援費、66．身体障害者居宅生活支援費、67．知的障害者居宅生活支援費、68．障害児居宅生活支援費、69施設入所者医療補助「現行のとおり、新町に引き継ぐ。」

次に、県単事業、70．心身障害者扶養共済制度事務、71．市町村社会参加促進事業、72．障害児・者福祉機器給付事業、73．住宅改造支援事業、74．障害者地域生活支え合い事業、75．心身障害者通所援護事業「現行のとおり、新町に引き継ぐ。」

次に、単独事業で、76．障害者団体補助「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同一又は類似する団体は統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。」77．福祉タクシー・ガソリン事業「伊野町の例により合併時に統一する。」78．在宅障害児・者啓発活動、友愛訪問活動事業、79．心身障害児福祉年金事業「伊野地区において現行のとおり引き継ぎ、合併後統一する。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

浜田孝介：障害福祉について、障害者という場合に、私の理解では、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3つに明確に区分されていると思うが、この項目をずっと見ると身体障害者の項目はたくさんあって、知的障害者が時々出てくるが、精神障害者についての項目はどこに入っているか問う。

例えば福祉タクシー・ガソリン事業、これなんかも精神障害者は対象になっていると思うが、この項目で精神障害者の項目はどれなのかお教えいただきたい。

議長：各町村の課長さんをお願いしたい。

和田住民課長（吾北村）：精神障害者の施策については、35ページのその他の福祉事業という項目になっているが、ここの80番から82番に精神障害者の事業を載せてある。

議長：浜田委員の方から三障という話が出たが、この障害福祉の中からどうしてその他の福祉に移っているのか、もう少し補足説明をしていただければわかりやすいと思う。例えば補助要綱とかの関係で、そのようになっているのか。

氏原事務局次長：事務局が資料を作成する時に、こういう分け方をしてあって、これは本来知的も含め、障害福祉の方で取り扱うべきだと思うので、その他の福祉事業の精神に関する部分については、障害福祉の方へあげていただくということでご了承願いたい。

議長：35ページの80．81．82を障害福祉へいれるということか。

氏原事務局次長：障害福祉の欄を「身体・知的障害福祉」に、80．81．82はその他福祉の欄に残しておいてほしい。

浜田孝介：事務局からの説明はそれなりにわかるが、特にこの問題は区分けの問題と別と言えば別であるが、今、障害者については非常に精神障害についていろいろ問題になっており、なかなか精神障害は難しい問題があると思う。従来から他の二つの障害とは別扱いをされてきていた。それで精神障害がはっきり三つの障害の一つだ

と入れられたのは今から数年前だと思うが、それでまたここで上の部分は精神と知的に分けて、精神障害は別だというのはどんな区分の基準があるのか問う。同じ基本法で三つの障害を一つに扱っているわけなので、その辺がはっきりわからないので、わかればお教えいただきたいと思う。

議長：ここで分かれていたのは事務局のランクをここへもってくるのが間違っていたのか、先ほど言いましたように、左の欄を身体・知的と区分するのが正解なのか、もしくは国の補助要綱の制度上、こちらのその他の福祉になっているのか、総合的に判断すれば自ずとわかると思うが、議長とすれば浜田委員の言われるように障害福祉の中に三障として組み入れるのが協議会の認識じゃないかと思うがいかなものか、課長に問う。

吉良ほけん福祉課長（伊野町）：確かに今、議長が言われたとおり障害については三つの障害を一つにまとめるのが適当であると考えます。

議長：補助的な要綱にも問題がないということか。

吉良ほけん福祉課長（伊野町）：特にないと思う。

浜田孝介：やはり三つの障害を数年前から、同じレベルで見るという基本的な形になっているから、他に問題があれば別であるが、問題がなければ障害は、三障害として区分けするという認識が必要でないかという観点から質問をしたし、できれば要望をしたいというふうに思っている。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：各種福祉制度の取扱いのうちの、障害福祉制度については項目を一部修正し原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、表示項目の一部変更を付記して、障害福祉制度については原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：「その他の福祉事業」について、事務局から説明を求める。

天野推進班長：８０番から８２番については前段の障害福祉に含むということで了承願いたい。８０．精神保健福祉法事務、８１．精神障害者短期入所事業、８２．精神障害者居宅介護等事業「現行のとおり新町に引き継ぐ。」

８３．生活保護事業「現行のとおり新町に引き継ぐ。」

８４．災害弔慰金、災害障害見舞金支給、８５．災害援護資金貸付「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後伊野町の例により統一する。」

８６．戦没者遺族弔慰金、８７．戦没者等の妻に対する特別給付金等、８８．母子寡婦福祉資金貸付「現行のとおり新町に引き継ぐ。」

単独事業に移り、８９．災害見舞金支給「事前に調整のうえ、合併時に統一する。」

９０．民生児童委員協議会補助「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。」

９１．民生委員推薦会については、県の補助事業に訂正をお願いし、「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。」９２．行旅困窮者措置費法外援助（行旅人）、「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」９３．ゲートボール場管理「吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。」

９４．遺族会補助、９５．戦没者追悼式等「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」９６．母子・父子家庭新入学・卒業記念事業「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、

合併後検討する。」 97 . 金婚夫婦記念事業「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」 98 . 長期入院患者見舞金「合併時検討する。」 99 . 心配ごと相談所運営事業「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」 100 . 社会福祉活動推進校の育成「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」 101 . 給食センター運営「本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐ。」 102 . ボランティアセンター事業、 103 . ふれあいのまちづくり事業「伊野地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」 104 . 団体補助については正誤表のとおり3町村とも実施している「現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。」 105 . 障害計画、 106 . 母子保健計画、 107 . 高齢者福祉計画については新町で新たに必要となってくるため「新町において策定する。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：80番、81番、82番について、障害福祉の中で原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、精神の三事業については原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：83番から107番について質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：各種福祉制度の取扱いのうちの、その他福祉事業について原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、その他福祉事業については原案のとおり同意された旨宣告する。

《その他》

議長：「その他」についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：第9回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程及び協議事項について説明する。協議事項については、調整作業の進捗状況により、若干変更がある場合もあることを了承願う。

議長：何かご質問はありませんか。

委員：なしの声

議長：「その他」について終了する旨宣告する。

議長：今回の協議会の中で30ページから35ページまでの中に訂正箇所があったので、差し替えといったことで次回の協議会にお渡しするといったことでよいか事務局に問う。それともう1点、数字的なことを吾北村、本川村の課長にお願いをしてあったので、次回の協議会の中で事務局の方から委員さんに報告をさせていただく。今日は、多岐にわたる項目につき皆さま方にご協議をいただいた。また今回も、一部修正はあったものの満場一致といった経過を辿っているところである。皆さま方のご審議を願うためにも事務局には苦勞をかけるが、早いうちに資料をお送りするように心がけて参るので、今後ともよろしくお願いを申し上げ、第8回協議会の閉会を宣言する。

【5 閉 会 午後4時58分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 15年 9月 11日

議 長 堀 田 姫

署名委員 川 村 茂

署名委員 浜 田 孝 介